[事案 23-259] 契約無効確認·既払込保険料返還請求

・平成24年10月31日 裁定終了

<事案の概要>

貯金のような保険を要望したのに、解約払戻金が既払込保険料を下回ることの説明がなく、商品内容を誤解して加入したとして、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

く申立人の主張>

昭和63年7月に定期付終身保険に加入したが、下記の理由により、契約を取消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)加入時、「貯金のような保険」を要望したが、募集人から元本割れ商品(解約払戻金が 既払込保険料を下回ること)であることの説明がなかった。
- (2)加入時57歳の専業主婦に800万円の定期保険特約は不適合契約である。

<保険会社の主張>

下記の理由から、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1)募集人は、設計書にて契約内容を説明し、申立人は納得のうえ申込書に署名・押印している。
- (2)保険証券に、契約内容、解約払戻金額表が記載されており、解約返戻金の推移は確認可能であった。
- (3) 契約後23年間、契約内容についての通知を毎年送付しており、その間、特段の申し出なく契約を継続してきた。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、錯誤による無効を主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、申立内容を認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- 1. 錯誤無効の主張について
 - (1)生命保険のような形のない商品では、資料なしに説明することは困難なため、資料を使用して勧誘がなされるのが通常であり、本件において資料を使用しなかったと認める特段の証拠は見当たらず、募集人は、保険設計書を使用して、申立人に契約内容を説明したと考えられる。
 - (2)保険設計書には、災害または病気で死亡・高度障害のときの保障額や、入院・手術・ 障害の場合の給付額が記載されており、本契約は保障性の高い商品で、貯蓄性を主な 目的とした商品でないことは明らかであり、解約払戻金額も記載されており、解約払 戻金額が払込保険料を下回る契約であることが容易にわかる。

- (3)募集人が、説明資料を用いて説明する時は、特段の事情がない限り、その資料に則した説明をするのが通常であり、本件においても、募集人は保険設計書に則した説明を行ったものと推認でき、本契約について「元本割れ」のない保険である旨の説明をしたとは認められない。
- (4) 申立人において錯誤が認められたとしても、この申立人の錯誤が、民法 95 条の錯誤に該当するためには、「要素の錯誤」が認められる必要があるが、保険商品の選択は、保障内容や保険料の違いにより、契約者によって相当幅があるといえるので、通常人が、「元本割れ」しない保険のみを選択すると認めることはできない。よって、申立人の錯誤を、「要素の錯誤」と認定することはできず、錯誤無効の主張は認められない。

2. 不適合契約の主張について

一般に、生命保険は遺族保障を目的とするものであるので、保険契約者・被保険者が 専業主婦であっても、生命保険に加入することが特別なことではないので、申立人にと って不適合契約とはいえない。また、本契約の死亡保障額は1000万円(うち定期保険特 約800万円)、保険料は年払いで約25万円であり、いずれも不相当な金額とはいえず、 申立人の主張は認められない。